

## (2) 出席停止期間の見直し

### ① インフルエンザ

- インフルエンザの出席停止期間は、従前、「解熱した後二日を経過するまで」としてきたところであるが、昨今、抗インフルエンザウイルス薬の投与により発熱などの指標となる症状が早期に軽減し、ウイルス排出がまだ十分に減少していない段階でも解熱してしまう状況が生じており、解熱のみを基準にした出席停止期間では、感染症のまん延予防という目的が達成できないおそれがある。
- そのため、「発症後五日を経過した後になるとウイルスがほとんど検出されなくなる」という実験・臨床研究における報告がなされていることを踏まえ、出席停止期間を「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで」と改めることとする。  
なお、「発症」とは、発熱を目安とする。
- ただし、幼稚園に通う幼児については、低年齢者ほどウイルス排出が長期に及ぶという医学的知見も一部で見られることを踏まえ、同様に低年齢者が通う施設である保育所について定められた「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成21年8月厚生労働省）に倣い、「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日を経過するまで」とすることとする。

### ② 百日咳<sup>せき</sup>

- 百日咳<sup>せき</sup>の出席停止期間は、従前、「特有の咳<sup>せき</sup>が消失するまで」としてきたところであるが、近年の研究において、年齢が高くなると必ずしも顕著な「特有の咳<sup>せき</sup>」が現れないこともあることが判明している。
- そのため、「五日間の適正な抗菌薬療法により他人への感染力は大いに弱まる」との医学的知見を踏まえ、出席停止期間を「特有の咳<sup>せき</sup>が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで」と改めることとする。

### ③ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）

- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の出席停止期間は、従前、「耳下腺の腫脹<sup>ちよう</sup>が消失するまで」としてきたところであるが、近年の研究において、耳下腺は腫れずに顎下腺や舌下腺が腫れるという症例があること、発症後は5日程度で感染力が弱まるものの、腫れは2週間程度残る場合もあることが判明している。
- そのため、出席停止期間を「耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹<sup>ちよう</sup>が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで」と改めることとする。

## 【参考情報 1】 出席停止期間

感染症の種類	改正前	改正後
インフルエンザ(※)	解熱した後 2日を経過する まで	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日 を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日) を経過するまで
百日咳 <sup>せき</sup>	特有の咳が <sup>せき</sup> 消失するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗 菌薬療法が終了するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が <sup>ちよう</sup> 消失するまで	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	—	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

## 【参考情報 2】 出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

月曜日に解熱 → 火曜日(解熱後1日目) → 水曜日(解熱後2日目)  
→ (この間発熱がない場合) → 木曜日から出席可能

ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。

### (3) その他

○その他、用語の整理及び常用漢字表の訂正に伴う振り仮名の見直しを行う。

## 3 施行期日

平成24年4月1日